



社会保険適用拡大

2024年10月から、短時間労働者の社会保険への加入義務の適用範囲が拡大されます。従業員数(厚生年金被保険者数)51人以上の事業所は対応が必要です。

今回の適用範囲の変更は、「年金制度改正法」によるもので、2016年から「従業員501人以上の企業」が対象となり、2022年10月には「従業員101人以上の企業」に拡大され、そして今回2024年10月からはさらに適用範囲が拡大されます。

社会保険の適用拡大の対象となる短時間労働者は以下の通りです。

(1)企業規模要件

- ・厚生年金被保険者数51人～100人の企業等で働く短時間労働者
- ・月ごとに厚生年金被保険者数をカウントし、直近12ヶ月のうち6か月以上で厚生年金被保険者数51人以上となる場合に適用対象の事業所となります。

*厚生年金被保険者数のカウント方法

法人事業所の場合は、同一法人格に属する(法人番号が同一である)すべての適用事業所の被保険者の総数となり、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

(2)労働時間要件

- ・週の所定労働時間が20時間以上

(3)賃金要件

- ・所定内賃金が月額8.8万円以上
- *所定内賃金から除外対象となる賃金
- ・臨時に支払われる賃金
- ・ひと月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ・時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ・最低賃金に算入しないことが定められている賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

(4)勤務期間要件

- ・雇用期間の見込みが2ヶ月超
- *雇用期間が2ヶ月以内であっても、「契約が更新される場合がある」ことが明示されている等、2ヶ月を超えて使用されることが見込まれる場合は当初から適用となります。

(5)学生要件

- ・学生でないこと
- *大学、高等学校、専修学校、各種学校等に在学する生徒または学生は適用対象外。ただし、フルタイムの3/4以上の所定労働時間等の学生は適用対象です

*以下の厚生労働省のホームページにも各種情報・資料が用意されています。
「社会保険適用拡大特設サイト 厚生労働省から法律改正のお知らせ(厚生労働省)」
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

